

中小企業金融円滑化法期限到来後の取組状況について

平成26年9月期
須賀川信用金庫

中小企業金融円滑化法（正式名称：中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）は平成25年3月末で終了となりましたが、当金庫はこれまでと同様、融資条件の変更や円滑な資金供給等に真摯に取り組んでおります。

当金庫の平成26年9月期における金融円滑化の取組状況は別表4・5のとおりとなっております。なお、公表している計数は、中小企業金融円滑化法が施行された平成21年12月からの累積値です。

地域金融円滑化のための基本方針

須賀川信用金庫

須賀川信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域の発展に奉仕するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからのお借入のご相談やご返済条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様に、お客さまが抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

①金融円滑化管理責任者等の選任

金融円滑化の管理体制を強化するため、金融円滑化管理責任者（常務理事）、副責任者2名（理事審査部長、理事リスク管理部長）、金融円滑化推進責任者（各営業店長）、金融円滑化推進担当者（各営業店の融資担当役席者）を任命しております。

②基本方針等の策定

平成22年1月に、この基本方針および金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程を策定いたしました。

③相談窓口の設置

お客さまからのご相談の対応強化のため、全営業店13店舗に「金融円滑化相談窓口」（ご相談の受付時間：午前9時～午後3時）を設置しました。日曜日につきましては、上町支店において午前9時から午後3時までご相談を承ります。

④経営改善の支援業務

中小企業のお客さまへのきめ細やかな経営改善の支援を、審査部経営支援課が行います。

⑤金融円滑化相談窓口（お問い合わせ先）

設置店舗	電話番号	設置店舗	電話番号
本店営業部	0248-75-3171	上町支店	0248-76-5911
駅前支店	0248-75-2168	西川支店	0248-76-3171
石川支店	0247-26-3111	古殿支店	0247-53-3727
郡山支店	024-932-2005	富田支店	024-921-0222
桑野支店	024-934-0171	玉川支店	0247-57-4178
鏡石支店	0248-62-3175	安積支店	024-945-1222
長沼支店	0248-67-3171		

※ なお、お客さまの都合により、ご来店いただけない場合には、お取引の営業店にご連絡いただきましたなら、当金庫職員が訪問のうえご相談させていただきます。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関からお借入を行っているお客さまから返済条件の変更等のお申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

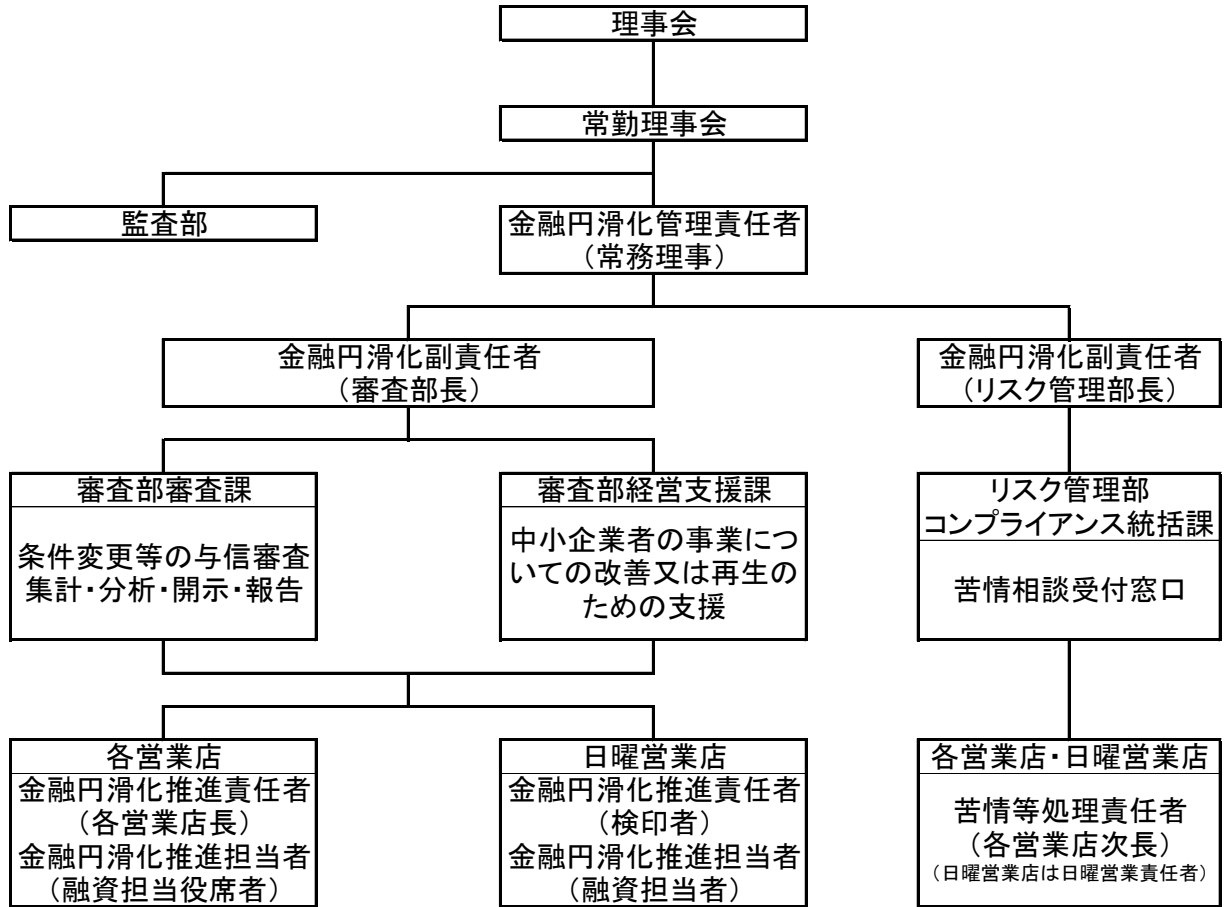
金融円滑化に関する苦情等の受付窓口は、次のとおりとなります。

須賀川信用金庫 リスク管理部

電話番号：0248-75-3362（直通）
受付時間：平日9：00～17：00
eメールアドレス：s1185008@facetoface.ne.jp

金融円滑化管理体制図

須賀川信用金庫
平成22年4月



「中小企業等の金融円滑化への取組み」 に関する業界申し合わせについて

須賀川信用金庫

信用金庫業界の中央団体である一般社団法人全国信用金庫協会は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客さまに安心してお取引を継続していただけるよう業界の対応方針を明確に示すべく、別紙のとおり、中小企業等の金融円滑化への取組みに関する業界申し合わせを行いました。

当信用金庫としても、本申し合わせの趣旨に則り、適切に対応していく所存です。

以上

□別紙：「中小企業等の金融円滑化への取組み」信用金庫業界の申し合わせは次ページをご覧ください。

地域をつなぎ、地域と共に歩む



(別紙)
平成25年2月1日
一般社団法人全国信用金庫協会

中小企業等の金融円滑化への取組みについて

我々信用金庫の事業基盤である地域経済は、長引くデフレ不況、人口の減少や国内産業の空洞化等によって疲弊してきており、一部の中小企業において海外に販路拡大等を求める積極的な動きがあるものの、売り上げ不振や収益の悪化など事業活動をめぐる状況は引き続き厳しい状況にある。

こうした状況の下、我々信用金庫は会員たる中小企業等の皆様に必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努め、地域とともに歩んできた。

我々信用金庫は、非営利の協同組織金融機関として、相互扶助の経営理念の下、こうした取組みを自らの社会的使命と考えており、内外の経済情勢等に左右されることなく、これからも愚直に実践していく所存である。

したがって、当然のことながら、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、会員たる中小企業等から貸付条件の変更等の申し出があった場合には、それを真摯に受け止め、貸出先の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向け、必要に応じて外部専門家や外部機関等も活用しつつ、引き続ききめ細かな対応を行っていくことに変わりはない。

我々信用金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取り組んでいくことをここに申し合わせる。

以上

金融円滑化対応の実施状況（別表4及び別表5）

（別表4） 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：件）

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,559	1,601	1,684	1,768	1,857	1,917
うち、実行に係る貸付債権の数	1,391	1,455	1,533	1,599	1,674	1,756
うち、謝絶に係る貸付債権の数	74	78	79	81	81	82
うち、審査中の貸付債権の数	41	11	13	26	36	11
うち、取下げに係る貸付債権の数	53	57	59	62	66	68

（別表5） 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	215	220	224	230	239	249
うち、実行に係る貸付債権の数	168	173	176	180	187	196
うち、謝絶に係る貸付債権の数	25	26	27	28	28	29
うち、審査中の貸付債権の数	2	1	1	1	3	2
うち、取下げに係る貸付債権の数	20	20	20	21	21	22